

様式第 1 号（第 4 条関係）

経常建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

海津市長 宛

共同企業体の名称

構成員 住 所
(代表者)

商号又は名称
代表者職氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称
代表者職氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称
代表者職氏名 印

このたび連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、今後、海津市発注の建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印はつぎのとおりです。

委任事項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表して海津市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他の工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印	
-------	--

様式第2号（第5条関係）

経常建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、
経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を、
番地におく。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、
年 月 日まで存続するものとする。ただし、当企業体にかかる建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、海津市と折

衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見積書の提出、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外の出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、運営委員会を設け連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決裁の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 建設工事共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員
が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地

商号

代表者

印

所在地

商号

代表者

印

所在地

商号

代表者

印

様式第 3 号（第 5 条関係）

経常建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

海津市発注の 建設工事については、 経常建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について海津市と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

出資の割合

%

%

%

外 社は、上記のとおり 経常建設工事共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地

商号

代表者 印

所在地

商号

代表者 印

所在地

商号

代表者 印